

「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」設置要綱

1 設置目的

今後発生が懸念される大規模広域災害に対処するためには、行政による「公助」はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地域の各防災組織が連携して行う防災活動である「共助」が重要である。

「共助」の中核を担う自主防災組織等は、近年未曾有の大災害である阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、初期消火や救出救護などにとどまらず、地域住民に対する防災知識の普及、避難行動要支援者の避難行動支援、避難所運営などの取組を担うことも期待されているところである。

しかしながら、自主防災組織等では、防災活動への参加者の不足や活動の中心となるリーダーの担い手の不足などの課題を抱えているところである。

自主防災組織等が抱える課題を克服し活動の活性化を図るため、自主防災組織等のリーダー等に対する教育訓練のカリキュラム及び教材の作成その他自主防災組織等の地域防災の人材育成について検討を行うことを目的として、「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会は、以下に掲げる事項について検討する。

- (1) 自主防災組織等のリーダー等に対する標準的な教育訓練のカリキュラム及び教材に関すること
- (2) その他自主防災組織等の人材に関すること

3 委員及び組織

- (1) 検討会の委員は、学識経験者等の中から主催者が委嘱する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は、主催者が委員の中から指名する。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 座長に事故があるときは、委員の中から座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は意見を聴くことができる。
- (6) 検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 委員の任期

委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部地域防災室が処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。